しまね国保連通信

shimane kokuhoren vol.77 令和7年1月号

島根県国民健康保険団体連合会 〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
審査課(問合先)TEL 0852-21-2114 https://www.shimane-kokuho.or.jp

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月		2月	
請求方法	オンライン	紙・磁気媒体	オンライン	紙・磁気媒体
請求書提出締切日	2月10日（月）		3月10日（月）	
増減点等通知書等データ提供日	3月5日（水）	3月4日（火）※	4月5日（土）	4月2日（水）※
支払通知書等データ提供日	3月15日（土）	3月12日（水）※	4月15日（火）	4月14日（月）※
診療報酬等支払日	3月21日（金）		4月21日（月）	

※通知書等送付予定日

【出産育児一時金等関係】

分娩月	1月		2月	2月		3月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期（正常分娩）	正常分娩	異常分娩	支払早期（正常分娩）
請求書提出締切日	2月10日（月）		2月25日(火)	3月10日（月）		3月25日(火)
支払通知書送付予定日	2月19日(水)	3月12日（水）		3月19日(水)	4月14日（月）	
出産育児一時金等支払日	3月7日(金)	3月21日（金）		4月7日(月)	4月21日（月）	

【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月5日(水)	2月10日(月)	3月5日(水)	3月10日(月)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月13日（木）		4月15日（火）	
特定健診等支払日	3月28日（金）		4月28日（月）	

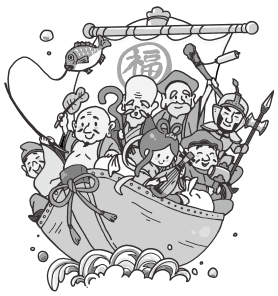

診療報酬等請求上の留意点

医科

認知症ケア加算・せん妄ハイリスク患者ケア加算について

認知症ケア加算を算定する場合、せん妄ハイリスク患者ケア加算は別に算定できないこととなっておりますのでご留意ください。

生活習慣病管理料の算定について

生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した日の属する月から起算して6月以内の期間においては、生活習慣病管理料（Ⅱ）は算定できないこととなっておりますのでご留意ください。

調 剤

特定薬剤管理指導加算３（ロ）の算定について

当該加算は、以下のいずれかの場合に算定できますのでご留意ください。

・後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合。
・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合。

なお、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっております。

医科・歯科・調剤

長期収載品の選定療養に関する取扱いについて

令和６年10月１日から、長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合（長期収載品について、後発医薬品への変更不可の処方箋を交付する場合を含む。）、医療上必要があると認められる場合等、次の理由のうち、該当するものを「レセプト電算処理システム用コード」を用いて、診療報酬等明細書へ記載することとなっておりますのでご留意ください。

【医科・歯科】

①長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため。
②患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため。
③学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため。
④剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため。
⑤後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため。

【調剤】

①医療上の必要性があると医師又は歯科医師が判断したため。（処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「✔」又は「×」の記載があった場合等）
②剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため。
③後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため。

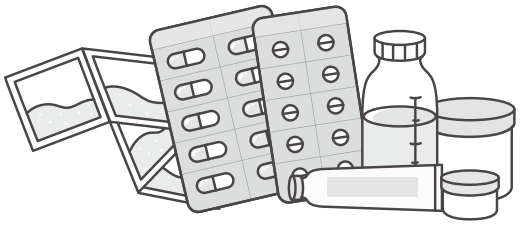

お知らせ

市町村単独医療費助成事業について

令和７年４月診療分から**松江市、浜田市、出雲市、安来市、江津市、雲南市及び美郷町**の子ども医療（乳幼児医療拡大分）の助成内容が下表のとおり変更されますので、受付等でのご対応をよろしくお願いいたします。

＜医科・歯科＞

市町村名 負担者番号	子ども医療（乳幼児医療拡大分）	
	【変更前】	**【変更後】**
松江市 **90320011**	入院：無料 （小学生・中学生）	入院：無料（小学生・中学生） **総医療費の１割を自己負担** **上限　2,000円（高校生年代）**
	外来：無料 （小学生・中学生）	外来：無料（小学生・中学生） **総医療費の１割を自己負担** **上限　1,000円（高校生年代）**
浜田市 **90320029**	入院：総医療費の１割を自己負担 上限　2,000円（小学生） 医療保険の自己負担額 上限　2,000円 （中学生～18歳到達後最初の３月31日）	入院：**無料** （**小学生～18歳到達後最初の３月31日**）
	外来：総医療費の１割を自己負担 上限　1,000円（小学生） 医療保険の自己負担額 上限　1,000円 （中学生～18歳到達後最初の３月31日）	外来：**無料**（**小学生・中学生**） 医療保険の自己負担額 上限　1,000円 （**～18歳到達後最初の３月31日**）
出雲市 **90320037**	入院：総医療費の１割を自己負担 上限　2,000 円 （小学生・中学生）	入院：総医療費の１割を自己負担 上限　2,000円 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）
	外来：総医療費の１割を自己負担 上限　1,000 円 （小学生・中学生）	外来：総医療費の１割を自己負担 上限　1,000円 （小学生～ **18歳到達後最初の３月31日**）
安来市 **90320060**	入院：無料 （小学生・中学生）	入院：無料 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）
	外来：無料 （小学生・中学生）	外来：無料 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）
江津市 **90320078**	入院：総医療費の１割を自己負担 上限　2,000円 （小学生～18歳到達後最初の３月31日）	入院：**無料** （小学生～18歳到達後最初の３月31日）
	外来：総医療費の１割を自己負担 上限　1,000円 （小学生～18歳到達後最初の３月31日）	外来：**無料** （小学生～18歳到達後最初の３月31日）
雲南市 **90320094**	入院：無料 （小学生・中学生）	入院：無料 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）
	外来：無料 （小学生・中学生）	外来：無料 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）
美郷町 **90321043**	入院：無料 （小学生・中学生）	入院：無料 （小学生～**18 歳到達後最初の３月31日**）
	外来：無料 （小学生・中学生）	外来：無料 （小学生～**18歳到達後最初の３月31日**）

※調剤薬局についても医科・歯科と同様に対象が拡大となります。

風しんの抗体検査・予防接種に係る費用請求について

風しんの抗体検査・予防接種に係る本会への費用請求は、**令和７年３月10日（必着）**までの提出分をもって終了します。請求漏れ等がある場合は、速やかに提出をお願いします。

令和７年３月11日以降は、住所地の市町村に請求書等を直接提出することになりますので、ご留意ください。

お 知 ら せ 【中国四国厚生局島根事務所から】

酸素の購入価格に関する届出について

保険医療機関は、当該年の４月１日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の１月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の２月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

そのため、令和７年４月から翌年３月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」を提出いただきますようお願いします。なお、届出がない場合は、酸素に係る費用を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限　令和７年２月17日（月）

提 出 先　中国四国厚生局島根事務所
住所：〒690-0841　松江市向島町 134－10　松江地方合同庁舎６階
TEL：0852－61－0108

提出方法　郵送、窓口提出、電子申請（※）のいずれか（ＦＡＸでの受付は行っておりません。）
※電子申請を利用する場合は別途申し込みが必要です。

届出様式　中国四国厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領　中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）へ令和７年１月頃に掲載予定です。

そ の 他　インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。